別紙

「ダカール行動枠組み」の目標	我が国の教育経験
(1) 最も恵まれない子供達に特に配慮を行った総合的な就学前保育・教育の拡大及び改善を図ること。	幼稚園教育
(2) 女子や困難な環境下にある子供達，少数民族出身の子供達に対し特別な配慮を払いつつ，2015 年までに全ての子供達が，無償で質の高い義務教育へのアクセスを持ち，修学を完了できるようにすること。	障害児教育 学校施設
(3) 全ての青年及び成人の学習ニーズが，適切な学習プログラム及び生活技能プログラムへの公平なアクセスを通じて満たされるようにすること。	職業教育 女性教育 健康教育（学校保健・学校給食を含む）
(4) 2015 年までに成人（特に女性の）識字率の５０％改善を達成すること。また，全ての成人が基礎教育及び継続教育に対する公正なアクセスを達成すること。	女性教育 健康教育（学校保健・学校給食を含む）
(5) 2005 年までに初等及び中等教育における男女格差を解消すること。2015 年までに教育における男女の平等を達成すること。この過程において，女子の質の良い基礎教育への充分かつ平等なアクセス及び修学の達成について特段の配慮を払うこと。	家庭科教育 理数科教育 環境教育 教員研修制度
(6) 特に読み書き能力，計算能力，及び基本となる生活技能の面で，確認ができかつ測定可能な成果の達成が可能となるよう，教育の全ての局面における質の改善並びに卓越性を確保すること。	健康教育（学校保健・学校給食を含む） 家庭科教育 理数科教育 環境教育 教員研修制度